

第1章

事業の概要



1 趣 旨

「東南アジア青年の船」事業は、昭和49年1月のインドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国及びタイ王国の各国と日本国との共同声明に基づいて始められた事業であり、これら東南アジア各国（これに昭和60年度からはブルネイ・ダルサラーム国が、平成8年度からはベトナム社会主義共和国が、平成10年度からはラオス人民民主共和国及びミャンマー連邦共和国が、平成12年度からはカンボジア王国がそれぞれ参加）の積極的な参加と協力の下に、日本国政府（内閣府青年国際交流担当室）が実施している。

この事業は、日本と東南アジア10か国の青年が、「東南アジア青年の船」に乗船し生活を共にする中で、各国事情の紹介や討論を行うとともに、船内及び訪問国において各種交流活動を行うことにより、相互の友好と理解を促進し、併せて日本の青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神のかん養と国際協力における実践力の向上を図り、もって国際化の進展する社会の各分野で指導性を発揮することができる青年を育成するとともに、青年による青少年健全育成活動等の社会貢献活動への寄与を目的として実施している。

2 日 程

事項	日程
日本参加青年選考試験	5月27日(日)
関係各国連絡会議	6月7日(木)及び8日(金)
管理部設置	7月9日(月)～12月28日(金)
ファシリテーター会議	7月31日(火)及び8月1日(水)
日本参加青年事前研修	8月4日(土)～8月9日(木)
内閣府による事前調査	8月26日(日)～9月1日(土)〔ブルネイ、フィリピン〕 9月3日(月)～9日(日)〔ベトナム、タイ〕
ナショナル・リーダー会議	9月19日(水)及び20日(木)
日本参加青年出航前研修	10月20日(土)～23日(火)
日本国内活動	10月23日(火)～11月2日(金)
運航(出航から下船まで)	11月2日(金)～12月13日(木)
日本参加青年帰国後研修	12月13日(木)及び14日(金)

3 構 成

平成30年度「東南アジア青年の船」事業の構成員は次のとおりである。

(1) 管理部

- ① 管理官（1名）は、本事業の実施に関し日本国政府を代表し、その運営を統括する。
- ② 副管理官（1名）は、管理官を補佐し、管理官に事故があるときは、その職務を代行する。
- ③ 管理部長（28名）は、管理官の命を受けて、本事業に関する事務を処理する。
- ④ ファシリテーター（8名）は、管理官の命を受けて、本事業のうちディスカッション活動に関する事務を処理する。

(2) ナショナル・リーダー（NL）

各国政府は、各国1名のナショナル・リーダー（NL）を選任する。NLは、自国の参加青年を統率し、必要に応じ指導及び助言を行う。また、船内運営委員会（COC）の構成員として、管理官の助言、指導の下に、船内活動日程、船内生活規律等について協議、決定する。

(3) 参加青年（PY）

参加青年（PY）は、次の資格要件を備える応募者の中から、各国政府が選考する。

- ① 2018年の各国政府の定める日現在において満18歳から30歳までの者
- ② 事業の全日程に参加することができる者
- ③ 船内及び訪問国における活動を円滑に行うことができる英語力を有する者
- ④ 心身ともに健康な者
- ⑤ 協調性に富み、事業の計画に沿って規律ある団体生活ができる者
- ⑥ 参加国に対する関心及び理解がある者

PYの中から、PYの代表となるユース・リーダー（YL）及びアシスタント・ユース・リーダー（AYL）を、各国1名ずつ選任する。

YLは、自国のPYの活動について連絡及び調整の任に当たり、AYLはYLを補佐する。

YLとAYLは別の性でなくてはならない。

4 経費及び使用船

(1) 経費

平成30年度「東南アジア青年の船」事業の実施に当たり、日本国政府は、船の運航に要する経費のほか、次の経費を負担した。

- ① 関係各国連絡会議及び東南アジア青年の船事業事後活動推進会議に関し、東南アジア10か国の政府事業担当責任者及び事後活動組織代表者の、当該国首都（ミャンマーはヤンゴン）の国際空港と羽田空港又は成田空港の間のエコノミー・クラスの往復の航空料金（超過手荷物料金を除く。以下同じ。）
- ② ファシリテーター会議に関し、日本国外在住のファシリテーターの、在住国の国際空港と羽田空港又は成田空港の間のエコノミー・クラスの往復の航空料金
- ③ NL会議に関し、東南アジア10か国のNLの、当該国首都（ミャンマーはヤンゴン）の国際空港と羽田空港又は成田空港の間のエコノミー・クラスの往復の航空料金
- ④ 東南アジア10か国のNL及びPYが本事業に参加するための、当該国首都（ミャンマーはヤンゴン）の国際空港と羽田空港又は成田空港の間のエコノミー・クラスの片道の航空料金

- ⑤ 日本国外在住のファシリテーターが本事業に参加するための、在住国の国際空港から羽田空港又は成田空港までのエコノミー・クラスの片道の航空料金
- ⑥ NL、PY（日本を除く）、ホストファミリー代表者、ファシリテーター、各国事後活動組織代表者の本事業期間中の疾病、事故等に対する保険料
- ⑦ NL、PY（日本を除く）、ファシリテーター、各国事後活動組織代表者の、船内において定められた時に支給される飲食物の費用
- ⑧ 日本国内において、定められた日程に基づく見学等に要する交通費、入場料、宿泊費及び食費
- ⑨ 訪問国において、定められた日程に基づく見学等に要する交通費（なお、代表団の訪問先においては、これに加え、宿泊費及び食費も負担）
- ⑩ ファシリテーターの、最終寄港地から在住国の国際空港までのエコノミー・クラスの片道の航空料金
- ⑪ 代表団訪問における、代表団訪問国のNL及び全YLの、出発地と到着地との間のエコノミー・クラスの往復の航空料金
- ⑫ 東南アジア10か国のNL及びPYが本事業の全日程終了後に帰国する際の、羽田空港又は成田空港と当該

国首都（ミャンマーはヤンゴン）の国際空港の間のエコノミー・クラスの片道の航空料金

- ⑬ ベトナム事後活動組織代表者を除く各国事後活動組織代表者が事業に参加するための、各国内における最寄りの国際空港からホーチミン市までのエコノミー・クラスの片道の航空料金、及び日本事後活動組織代表者を除く各国事後活動組織代表者の帰国のための、東京から各国内における最寄りの国際空港までのエコノミー・クラスの片道の航空料金
- ⑭ 東南アジア各国ホストファミリー代表者の日本招へいのための、各国内における最寄りの国際空港と東京との間のエコノミー・クラスの往復の航空料金
- ⑮ 事後活動組織代表者及び東南アジア各国ホストファミリー代表者の、日本国内における定められた日程に基づく宿泊費及び食費

東南アジア各国政府は、自国におけるPYの募集、選考及び事前研修の費用、「東南アジア青年の船」事業の自国訪問中に行われた諸行事、諸活動に要した経費を負担した。

(2) 使用船

平成30年度「東南アジア青年の船」事業では、商船三井客船株式会社所属の「にっぽん丸」を使用し、その運航についても同社に委託した。

「にっぽん丸」は全長166.6メートル、総トン数22,472トンの外航客船で、キャビン202室、ホール、ラウンジ、シアター、図書室、茶室、プール、医務室、洗濯室、食堂、大浴場などを備えている。

